

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する考え方は、企業基盤の確立及び競争力強化に向けて、従来より少人数の取締役による迅速な意思決定とともに、企業の透明性・客観性の高い経営組織の構築と運営によって適切な企業経営を実現することを目指しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1 - 2 - 4 議決権行使の電子行使を可能とするための環境作り 招集通知の英訳】

議決権の電子行使および招集通知の英訳については、当社は、機関投資家比率、外国人株主比率ともに低い状況にあることから、実施コストに見合う十分な効果が得られないと判断し実施しておりません。なお、機関投資家比率、外国人株主比率が実施コストに見合う状況となった場合には、それらの実施を検討したいと考えております。

【原則1 - 3 資本政策の基本的な方針】

当社は、売上高営業利益率、自己資本当期純利益率(ROE)を財務指標の方針として、財務健全性、株主資本効率および株主還元の最適なバランスを検討し、中期経営計画を策定しておりますが、資本政策は適時、適切かつ機動的に判断し、実施するものと考えているため、具体的な方針を説明・開示することは考えておりません。

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社は、政策保有株式については、業務活動の円滑化、取引の維持・強化のために保有目的の合理性を判断基準として取得・解消を行っており「政策保有に関する方針」は策定しておりません。政策保有株式のうち、主要なものは、中期的な経済合理性を個々に検証し、取締役会に報告しております。なお、検証の過程で保有を継続する意義が失われていると判断される株式については、縮減の対象としたうえで、当該株式の保有に伴う便益やリスクが株主資本コストに見合うかどうかを精査して保有の適否を判断しております。

政策保有株式の議決権の行使についても、同様の理由から予め定める「基準」に縛られることなく、当社の事業活動、中期的な企業価値の向上に資するものであるか否か、ならびに投資先の株主共同の利益に資するものであるか否かになどを総合的に判断し、取締役会へ報告し、適切に行っております。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、スチュワードシップ・コードの受け入れを表明している資産管理運用機関に企業年金を委託しております。当社の事業規模等を勘案し、運用にあたる適切な資質を持った人材の登用・配置は行っておりませんが、企業年金の運用に関しては、運用機関に対するモニタリング等を通じて、適宜資産配分を見直すなど、アセットオーナーとして機能が発揮できるように取り組んでまいります。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(1)当社は、「ものづくりを通じ社会に貢献し、未来を見つめて挑戦し、お客様に満足を提供する」を経営理念としております。当社が属する業界は、経営環境の変化が極めて早いため、中期経営計画は、あくまで社内営業目標との位置付けを前提に策定しており、对外公表は控えております。これは、経営環境を予期しにくい当業界において、営業上の努力目標たる数値を公表することは、かえって株主・投資家の投資判断に誤解を生じさせ、当社の実情を見誤らせることに繋がることを懸念するものであります。今後もこの方針を維持する予定であります。中期的な経営環境を相応の確度で予想可能な状況と判断した場合は、株主・投資家の投資判断に資する中期経営計画を策定し、公表することを検討したいと考えております。

【補充原則3 - 1 - 2 英語での情報の開示・提供】

当社は、外国人株主比率(期末時点で5%未満)が低いため、英語での情報開示は行っておりません。なお、外国人株主比率が相応の規模となった場合には、それらの実施を検討したいと考えております。

【補充原則4 - 1 - 2 中期経営計画が目的未達に終わった場合における、その原因や自社が行った対応の内容】

当社は、原則3 - 1(1)を実施しない理由として記載している通り、中期経営計画は公表しておりません。なお、努力目標である中期経営計画を定めるとともに、経営会議にて進捗状況の確認、分析を行い、必要に応じて適宜、中期目標や方針の見直しを行うこととしております。取締役会は、経営会議が策定した中期経営計画を決議するとともに、進捗状況や分析結果について報告を受け、監視、監督することとしております。また、各期において計画値と最終値の大幅な乖離が生じることがあり業績への影響が大きく予想される場合は、適宜開示しております。成長戦略の指標としての具体的な中期経営計画の策定や適切に開示するための方策・時期については、中期的な経営環境を相応の確度で予想可能な状況と判断した場合には公表することを検討したいと考えております。

【補充原則4 - 1 - 3 最高経営責任者等の後継者計画】

当社は、当社および当社が属する業界に通じた人物を最高経営責任者とするを基本方針としております。具体的には、当社従業員の中から、実績、能力、見識、人格等が当社取締役に対応しいと判断される人物を代表取締役社長が見定めて取締役会に新任候補者として提案し、現任取締役(社外取締役を除く)の中から、経営能力等が特に秀でていると判断される人物を代表取締役社長が見極めて取締役会に最高経営責任者等の候補者として提案します。

なお、取締役会は、代表取締役社長の提案理由とその妥当性・適格性等を十分に審議し、社外取締役の意見も尊重して、その採否を判断しております。

当社は、最高経営責任者の後継者について持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するための重要な課題であると認識しており、取締役会において社外取締役・社外監査役の意見も取り入れて継続的に議論し、総合的な後継者計画の策定について検討したいと考えております。

また、次世代幹部の育成計画の運用状況等についても併せて適切に監督出来る仕組みを策定して参ります。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

当社の取締役会は、取締役からの提案を随時受付けており、上程された提案につき十分に審議しております。また、その実行にあたり、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援しております。

なお、経営陣幹部の中長期的業績を反映するインセンティブ付けは行っておりませんが、役員一同は、営業目標として策定した中期経営計画の達成に向け、士気高く業務遂行に励んでいるため、現状では当該インセンティブ付けを行う必要はないと考えております。

【補充原則4-2-1 業績連動報酬の割合、現金報酬と自社株報酬との割合の適切な設定】

当社は、原則4-2に記載の通り、中長期的な業績に連動するインセンティブについては、現状では必要ないと考えております。

【補充原則4-3-3 CEOの解任】

当社は、CEOを解任するための一律の評価基準(会社業績等)や解任要件は定めておりません。万一、CEOが法令・定款に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合には、社外役員3名(社外取締役1名、社外監査役2名)が出席する取締役会で十分審議したうえで、決定することとしております。

【原則4-10 任意の仕組みの活用】

当社は、経営陣幹部・取締役等の指名及び報酬については、社内規定及び社外取締役並びに2名の社外監査役(内1名は独立監査役)も出席する取締役会で決定しており、合計3名の社外役員が適切に監視・監査しているほか、必要な助言も受けられる状況にあるため、任意の諮問委員会等の組織は設定する必要はないと考えております。

【補充原則4-10-1 独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会の設置等により、指名 報酬等の重要事項の検討について独立社外取締役の適切な関与・助言を得る】

当社は、原則4-10に記載のとおり、経営陣幹部・取締役等の指名および報酬については、社内規定および社外取締役並びに2名の社外監査役(内1名は独立監査役)も出席する取締役会で決定しており、合計3名の社外役員が適切に監視・監査しているほか、必要な助言も受けられる状況にあるため、任意の諮問委員会等の組織は設定する必要はなく、現行の仕組みで適切に機能していると考えております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、取締役6名で構成され、経営、財務、会計、営業、製造、監査の専門的知識と経験を有した者で構成されており、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための多様性と適正規模を両立した形で構成していると認識しております。しかしながら、ジェンダーや国際性の面における多様性という点では課題があると認識しております。また、当社監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者が3名選任されております。なお、取締役会全体としての実効性評価については、現状、実施しておりませんが、今後、その実施方法等について取締役会で検討したいと考えております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価の結果の概要】

当社は、取締役会全体としての実効性評価については、現状、実施しておりません。今後については、取締役会全体の実効性の分析・評価の実施可否を含め検討したいと考えております。その実施方法およびその結果の概要の開示についても取締役会で検討したいと考えております。

【原則4-14 取締役・監査役のトレーニング】

当社の取締役および監査役には、専門的知識を有する人材を候補者として、求められる役割と責務(法的責任を含む)を十分に果たしうる人物を選任しております。また特に、常勤の取締役には当社の事業・財務・組織等を熟知した人物を選任しております。社外から選出された新任役員に対しては当社の関連資料を提供し、概要及び課題等の説明を行っており、一方、社内から選任された新任役員については、役員としての必要な知識の習得を行うために適宜外部のセミナー等を活用することとしております。しかし、それらの機会の活用は、役員が自己の責任と判断で決すべきものと考えているため、当社としてのトレーニング方針を具体的に定めておらず、また、現状、策定する予定もありません。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役および監査役に対して求められる役割と責務(法的責任を含む)を十分に果たしうる人物を選任しており、また特に社内から選任する取締役および監査役には、当社の事業・財務・組織等を熟知した人物を選任しております。各取締役および各監査役は、その役割と責務を全うする上で、必要な知識・情報を取得するために、自ら適宜、外部の専門家による研修会及び外部団体又は他社との交流会に参加し、研鑽を積んでおります。しかし、それらの機会の活用は、役員が自己の責任と判断で決すべきものと考えているため、当社としてのトレーニング方針を具体的に定めておらず、また、現状、策定する予定もありません。

【補充原則5-1-3 株主構造の把握】

当社は、機関投資家の株式保有比率が低く、実質株主判明調査等については、コストに見合うメリット享受が期待できないことから、これらについては実施しておりません。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、「ものづくりを通し社会に貢献し、未来を見つめて挑戦し、お客様に満足を提供する」を経営理念としております。当社が属する業界は、経営環境の変化が極めて早いと、中期経営計画は、あくまで社内営業目標との位置付けを前提に策定しており、対外公表は控えております。これは、経営環境を予期しにくい当業界において、営業上の努力目標たる数値を公表することは、かえって株主・投資家の投資判断に誤解を生じさせ、当社の実情を見誤らせることに繋がることを懸念するものであります。今後もこの方針を維持する予定であります。中期的な経営環境を相応の確度で予想可能な状況と判断した場合は、株主・投資家の投資判断に資する中期経営計画を策定し、公表することを検討したいと考えております。また、資本政策の基本的な方針や数値目標の策定に当たって、自社の資本コストを把握したうえで、事業ポートフォリオの見直しや戦略的・計画的な経営資源の具体的な配分等を検討に取り組んでまいりますが、それらの施策に関する株主への説明方法等については、引き続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、取締役等との利益相反取引については、法令等に従い、取締役会において事前に審議・承認を得なければならない旨を取締役会規則に定めております。取締役会では、利益相反取引の必要性や取引条件の適切性等を十分に審議し、真に必要であると判断される場合に承認を行うこととしております。また、当社の役員に対して、決算期毎に関連当事者間取引の有無について確認をするアンケート調査を実施しており、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

当社は、法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報(非財務情報も含む)についても、当社ホームページ等の様々な手段により開示を行っております。

(1)「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載をしております。

(2)当社のコーポレート・ガバナンスに関する考え方は、企業基盤の確立および競争力の強化に向けて、従来より少人数の取締役による迅速な意思決定とともに、企業の透明性・客観性の高い経営組織の構築と運営によって適切な企業経営を実現することを目指しております。

なお、コーポレートガバナンス・コードについては、上場企業として対応すべき事項が多く盛り込まれており、真摯に受け止めるべきと考えておりますが、コードを一つ一つ確認しますと、業種や企業規模、株主構成等によって、コード実施の重要性が異なるものが少なくないため、当社のコーポレート・ガバナンスとして有益なコードを見極めつつ適切に対応していきたいと考えております。

(3)当社は、取締役報酬については、役位、担当職務、当社業績および当該業績への貢献度等を総合的に勘案して決定すべきであると考えております。この考え方にに基づき、株主総会で決議された取締役報酬枠の範囲内で、取締役社長が各取締役の報酬原案を起案し、それを社外取締役も構成員となっている取締役会で審議し決定しております。

(4)当社は、取締役会は、当社の経営・財務・会計・営業・製造・監査部門に精通しかつ当社取締役として相応しい知識・経験・能力を有する取締役と、企業経営経験あるいは法務または会計・税務等に精通しかつ当社取締役として相応しい知識・経験・能力を有する社外取締役とで構成されるべきであると考えております。なお、取締役の員数は、当社定款において10名以内と定めております。この考え方にに基づき、取締役社長が取締役候補者等の原案を起案し、それを社外取締役も構成員となっている取締役会で審議し決定しております。

また、監査役は、当社や当社が属する業界の実情に通じかつ当社職員等からの情報収集能力および監査能力が高い監査役と、企業経営経験あるいは法務または会計・税務等に精通しかつ当社監査役に相応しい知識・経験・能力を有する複数名の社外監査役(うち1名は財務会計に関する知見を有するものとする)で構成するべきであると考えております。この考え方にに基づき、取締役社長が、監査役会の同意を得て監査役候補者の原案を起案し、それを社外取締役も構成員となっている取締役会で審議し決定しております。

(5)「原則3 - 1(4)」に記載した考え方に従い、それに適う候補者等を選定しております。なお、社外取締役および社外監査役については、候補者とした理由を招集通知の株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則4 - 1 - 1 経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社は、取締役会規則および職務権限規定、稟議規定において、取締役会で決定すべき重要な業務執行の範囲と、取締役等に決定権限を委ねる業務執行範囲を明確に定めております。具体的には、財産の取得・処分等については金額基準により、従業員の人事については職位による基準により、委任の範囲を定めております。

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、当社における独立性基準を満たす社外取締役1名と、監査役3名のうち、社外監査役2名(1名は独立社外監査役)が、緊密に連携して当社の経営監視・監督機能の充実・強化は十分図られていると判断しております。また内部統制システムについても有効に機能しております。しかし、独立社外取締役の複数名選任に対する社会的要請が高いことは十分認識しており、現在適任者の人選を進めている状況でございます。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、名古屋証券取引所が定める独立役員にかかる独立性基準を、当社社外役員の独立性判断基準としております。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】

当社は、取締役会は、当社の経営・財務・会計・営業・製造部門に精通しかつ当社取締役として相応しい知識・経験・能力を有する取締役と、企業経営経験あるいは法務または会計・税務等に精通しかつ当社取締役として相応しい知識・経験・能力を有する社外取締役とで構成されるべきであると考えております。なお、取締役の員数は、当社定款において10名以内と定めております。この考え方にに基づき、取締役社長が取締役候補者等の原案を起案し、それを社外取締役も構成員となっている取締役会で審議し決定しております。

また、監査役は、当社や当社が属する業界の実情に通じかつ当社職員等からの情報収集能力および監査能力が高い監査役と、企業経営経験あるいは法務または会計・税務等に精通しかつ当社監査役に相応しい知識・経験・能力を有する複数名の社外監査役(うち1名は財務会計に関する知見を有するものとする)で構成するべきであると考えております。この考え方にに基づき、取締役社長が、監査役会の同意を得て監査役候補者の原案を起案し、それを社外取締役も構成員となっている取締役会で審議し決定しております。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況】

当社は、取締役・監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力に影響を及ぼす兼任は、合理的な範囲にとどめることとしております。なお、その兼務状況については、定時株主総会招集通知の事業報告や有価証券報告書にて毎年開示しております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主や投資家等との建設的な対話が、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する有効な手段の一つと考えており、株主からの建設的な対話の申込みには総務部門が窓口となって適切に対応する方針としております。具体的には、当社では、IR担当として総務部担当役員を選任し、経理チーム、総務人事チーム等のIR活動に関連する部署を管掌し、日常的な部署間の連携を図っております。経営企画室にて投資家からの電話取材やスモールミーティング等のIR取材を積極的に受け付けております。また、株主との対話の機会としては、株主総会だけでなく主要株主や投資家の皆様等に対しては積極的に個別訪問のうえ、当社株式や経営プラン及び決算に係る説明を行い、様々なご意見やご質問を頂いております。対話で寄せられたご意見・ご懸念などにつきましては、適宜対応窓口である総務部門から経営陣に対して速やかにフィードバックを行い、情報を共有して以後の情報発信に反映するとともに、対話に際してのインサイダー情報管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社大西屋	411,300	21.74
株式会社マキタ	110,551	5.84
阪部工業株式会社	96,700	5.11
西尾信用金庫	84,800	4.48
篠原 寛	79,200	4.18

加藤 俊哉	57,192	3.02
中鋳工投資会	54,937	2.90
高須 孝	52,680	2.78
中日本鋳工従業員持株会	35,938	1.90
野口 敏之	32,200	1.70

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
斎藤 勝廣	他の会社の出身者											○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
斎藤 勝廣		――	<招聘理由> 出身分野での豊富な経験と高い見識をもとに客観的な見地から適切なアドバイスが期待できるため、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、期末における監査結果の報告のみならず、適宜、監査状況に関する緊密な連携を図っております。
 監査役は、内部統制室と連携して、内部監査の立会い、情報交換、助言等を実施し、監査の実効性を確保しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
都築 勝久	他の会社の出身者													○
岡田 雅彦	税理士													○

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
都築 勝久		——	<招聘理由> 金融機関業務で培った幅広い実務経験による財務・会計に関する高い見識によって、取締役の職務執行の監査を客観的な視点で実施するため、選任しております。
岡田 雅彦	○	独立役員に指定しております。	<招聘理由> 税理士の資格を有しており幅広い実務経験による財務・会計に関する高い見識によって、取締役の職務執行の監査を客観的な視点で実施するため、選任しております。 <独立役員指定理由> 岡田氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役であり、当社の主要株主ではありません。また、同氏の近親者に当社の業務執行者等はありません。さらに、同氏は、長年にわたり社外監査役に就任され、当社の業務にも精通されております。よって、当社の独立役員として適任であると判断しましたので、同氏を指名することといたしました。

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は、株主に対する利益配分を最も重要とし、現時点でのインセンティブ付与は考えておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書【コーポレート・ガバナンスの状況等】において、取締役及び監査役の報酬等の総額で開示しております。個別の取締役の報酬については、報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役のサポート体制としては、総務部がサポート窓口となり、監査に必要な情報収集や社内各部署との連絡調整を行うなどの体制を布いております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

業務執行の状況

取締役社長の指揮のもと取締役に責任と権限を移管すると同時に、取締役会にて業務執行の監督をしております。また、取締役会に監査役が出席し、取締役会の業務執行について、適法性・妥当性を監査しております。なお、監査役3名のうち、社外監査役を2名選任しており、より専門的な知識による助言及び客観的な立場による監査機能の行使が期待できる体制であり、コンプライアンス委員会やリスク管理委員会を設置していることから、十分なガバナンス体制が構築されていると考えております。

監査役の機能強化に向けた取組状況

監査役監査を支える人材は、各監査役および監査役会の求めに従い確保する方針で取り組んでおり、現在のところ、内部監査部門が、サポートを行っております。

財務・会計に関する知見を有する監査役の選任状況

当社社外監査役全員は、財務・会計に関する知見を充分に有しており、税理士の資格を保有している監査役も選任していることから問題ないと考えております。

会計監査の状況

会計監査業務を執行した公認会計士は、稲垣靖及び上田勝久であり、かがやき監査法人に所属しております。会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の企業規模の観点から、比較的少人数かつ社内事情に精通した取締役が、高い倫理観を持って社内各所に目配りをしつつ業務運営に携わることが、経営における効率性と適法性を追求する最善の方法と考えております。また、当社は社外取締役及び社外監査役による取締役会に対する監督機能が有効であると考えております。社外取締役は、出身分野での豊富な経験を有しており、社外監査役は、それぞれ財務・会計に関する高い見識を有しているため、先入観のない客観的な視点で、取締役の職務の執行を十分に監視できる体制を整えております。また、社外取締役及び社外監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べる義務があり、監督機能と同様の効果が働くものと考えているため、現状の体制としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、決算公告、その他開示事項を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署を設置して対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001の認証取得(2010年5月)

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムといたしましては、取締役社長直轄の内部統制室を設置し、各部門の業務の執行状況について、法令、定款、社内諸規定に基づき、適正かつ合理的に実施されていることを監査し、その結果を代表取締役에게報告しております。会社方針の決定及び業務の執行に関しては、取締役社長の指揮のもと開催される取締役会において意思決定を行い、各取締役に責任と権限を移管すると同時に、職務執行の監督をしております。また、経営会議は、経営全般の重要事項の審議を行い、部門活動の総合調整と業務執行の意思統一を図ることを目的として、取締役及び各部門長により毎週開催しております。

2. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会(社外弁護士を含む)」を設置し、コンプライアンスの推進・浸透を図る体制としております。コンプライアンスの推進については、企業理念に基づく「社員の行動規範」を制定し、全役職員がそれぞれの立場で、公正で高い倫理観に基づき業務の執行にあたり、社会に信頼される経営体制の確立に努めております。コンプライアンス委員会の実務組織として、社内の各部門毎に配置したコンプライアンス推進委員で構成したコンプライアンス推進委員会を適時開催し、教育・研修・情報交換を行うとともに浸透状況や重要課題については、コンプライアンス委員会に提言する体制としております。また、社内及び社外の通報・相談・問い合わせシステムとして「コンプライアンス相談窓口」を設け、企業活動の健全性と適合を確保しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る記録や文書、その他重要な情報の保存及び管理は、文書規定等の社内規定を定め、適切に管理しております。

(3) 損失の危機の管理に関する規定その他の体制

安全、品質、情報、コンプライアンス違反等を認識し、個々のリスクについての担当部門を定め、必要に応じて委員会やプロジェクトを設置し、当該リスクに関する事項を管理しております。また、担当部門は、そのリスクの拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時開催するものとしております。取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規定等により、各組織単位の職務権限を定め、効率的な職務の執行を行っております。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

必要に応じて、監査役補助者を置くこととし、その評価は監査役が行い、任命、解任、異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保しております。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当社の業務または業績に重要な影響を及ぼす事項、コンプライアンス相談窓口への通報状況及びその内容を速やかに監査役に報告するものとしております。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、コンプライアンス委員会や経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができるようにしております。

なお、監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなどの連携を図ることとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業理念に基づく「社員の行動規範」を制定し、全役職員がそれぞれの立場で、公正で高い倫理観に基づき業務の執行にあたり、社会に信頼される経営体制の確立に努めることにより、反社会的勢力および団体との一切の関係を持たないこととしております。

また、反社会的勢力の排除については、対応する部署を定め、関連する外部専門機関や顧問弁護士等との連携を強化することにより対応しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

該当項目に関する補足説明

適時開示体制の概要

開示体制

会社の重要情報が発生した場合には、開示の要否等を総務部にて検討し、決定事実および決算に関する情報につきましては、取締役会の承認決議後、発生事実に関する情報は発生事実の発生後、遅滞なく名古屋証券取引所への開示を行うこととしております。

